

広島県教育委員会会議録

令和 8 年 1 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年1月9日（金） 13：00開会

13：15閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

2 出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸崎	誠二
学びの革新推進部長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	竹森	潤一
文化財課長	坂	光秀和

審議案件一覧

日程第1 会議録署名者について

日程第2 報告・協議1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

公 開 審 議 案 件

	頁
日程第1 会議録署名者について	1
日程第2 報告・協議1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について	1

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。
それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

報告・協議 1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

篠田教育長： それでは、報告・協議 1、広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 失礼いたします。それでは、銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。

銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第 3 項、銃砲刀剣類登録規則第 2 条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の規定に基づいて任命する委員であり、その任務は、教育委員会の指示を受けて火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事することとございます。

委員の定数は 4 名以内となっております。

表の下段、「選考基準」欄を御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員の選考に当たっては、1 にありますとおり、美術品もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選任し、男女共同参画にも努めることとしております。

また、2 の (1) から (4) のいずれかに該当する場合は選任しないこととしております。

(1) につきましては、前回、令和 6 年の任命時から見直しを行い、年齢要件をなくしております。具体的には、それまで最初の任命時に 70 歳を超える者、再任の場合は任期中に 75 歳を超える者は選任しないこととしておりましたが、銃砲刀剣類登録審査委員については特殊な技能と見識が必要であり、これには一定の経験が必要ということもあり、適任者が限られてくることから、年齢要件をなくし、より多くの有識者の中から審査委員を選任することとしております。

ただし、年齢要件をなくすことにより健康上の理由から審査が困難になる場合も考えられるため、他県の推薦基準等を参考に、前回の任命時から、この健康面に係る基準を新設したところでございます。

2 の (2) につきましては、他の附属機関等委員の選任と同様に、運用基準を設定するものでございます。

2 の (3) と (4) につきましては、平成 11 年度まで文化庁が定めておりました銃砲刀剣類登録審査委員の候補者の推薦基準を基に設定するものでございます。この 2 項目は利害関係者等に係る規定であり、今回の選任においても必要と考えております。

任期は令和 8 年 4 月 28 日から令和 10 年 4 月 27 日までの 2 年間でございます。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。特殊な技能を持っておられる方に来ていただくのはとても大変なので、準備をお願いできればと思います。

一つ、これは、この銃刀法の登録審査委員だけじゃなくて、全然別の自分のやった仕事の中で質問があったので、ちょっと気になるんですけど、報酬が 1 日 1 万 300 円となっているのは、どういう基準で決まっているんですか。

坂光文化財課長： すみません、ちょっと今、正式な名称が分からないのですが、非常勤の特別職の規定に準じています。

志々田委員： もちろん皆さんお金の金額でやったりやらなかったりってわけじゃないでしょうけれども、今、物価が急に上がってきていることもあって、経済的にこれではできないって

というようなことを言われるような委員会が、全然広島県ではないですけど、出たという話をこの間聞いたんです。なので、きちんとした責任を負っていただくお仕事をしていただくので、きちんとした報酬額になっているのかなと思ったんですが、県全体で決まっているとすれば、そこはまた、知事部局も含めて議論になるんだろうなと思いました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

細川委員： 御説明ありがとうございます。委員の選任に係る基本方針については理解させていただきました。

その中で、今、志々田委員もおっしゃったように特殊な技能と申しますか、経験とかいろいろお持ちの方を選任するとなると、とつても御苦労されるんじゃないかなっていうのを懸念するんですけど、現在の名簿の方を見させていただいても、広島県の方ということになっておりますが、これは本県に関わっていらっしゃる方が選任をされるということなんでしょうか。それとも全国どこにいらっしゃっても、そういう知識、技能、技術をお持ちの方については選任をされるということなんでしょうか。

坂光文化財課長： ありがとうございます。まず、委員につきましては、全国各都道府県でこういう審査会がありますので、各都道府県がそれぞれ選任をしています。特にそういう広島県内の方というような規定はありませんが、当然、審査会場まで来ていただくとか、そういう事情もありますので、県内の方を優先的に選考、推薦いただくようにしております。

現在、1名岡山の方がいらっしゃいますが、当時、広島県内でなかなかそういう適任者がいらっしゃらなかったということもございまして、岡山から、近隣のところで来ていただいています。基本的には広島県内の方を優先的に選任するようにしております。

細川委員： ありがとうございます。なるほどなどお聞きをしました。

他県でもよろしいということもございしますが、他県と兼任をされることはいかがなんでしょうか。

坂光文化財課長： そこにつきましても特に明確に規定してはありますが、他県と併任というような事例は、今は特にない状況です。

細川委員： 承知しました。ありがとうございます。

中村委員： この銃砲刀剣類登録がされると、これはいわゆる重要文化財とか、その上に国宝とかあると思うんですが、埋もれているというか、個人が所蔵してたりして、何か蔵から出てきて、何かすごいもんが出てきたぞということで審査をしてもらって、それから登録してもらって、もっと価値がありそうだったらもっと違う文化財になったりとか、そうなるっていくようなものですか。それともまた違う別系統のものなんでしょうか。

坂光文化財課長： 基本的には別系統でございまして、先ほど説明いたしました銃砲刀剣類所持等取締法のほうで所持についても規制されておりますので、美術品や骨董品として、そういう価値があるものについては登録して所持ができるということで、登録の作業を今しているところでございます。

中村委員： ということはどうなんでしょうか。既に文化財等の指定を受けていても、別途この登録が、審査して登録が必要なものということですか。

坂光文化財課長： まず、文化財として価値があるものが全くないかということ、それは中にはそういった古いものというのがあるとは思いますが、先ほど申しましたように、まずは規制の中で所持することができるかどうかということで、登録されたものが所持できるということと、あとは美術館とか博物館にございます刀などは、特に登録がなくても展示や所有ができることになっておりますので、そういった意味では文化財としての価値のものと、個人が所持する美術品というところの区分というふうになってます。

中村委員： つまり、審査員の中にもおられるようですが、最近というか、今作られる刀鍛冶が作った刀で美術の価値があれば、これで審査をして、登録をして、所持が許されると、そういうふうなことですね。分かりました。

河田委員： このたび年齢を撤廃されて、この1期の方が84歳ということは、やはりそれだけ今、選任する人がやっぱり難しいという、なかなか適任者がいないという状況なんでしょうか。

坂光文化財課長： 前回改正させていただきまして、その前のところからそういった、なかなか適任者がいらっしゃらないということと、全国的にもなかなか、数が少なくて困っているというような状況はございます。

また、若い方でそういったことをされている方もいらっしゃるのですが、どうしても経験や目利きの見立ての熟練度が必要になってきますので、なかなか適任者が少ない状

況でございます。

河田委員： 任期が2年ということは、またすぐ来ますので、また、2年後のことを考えながら次の人選も入っていかないといけないということだと思いますので、その辺またしっかりよろしくをお願いします。

小田原委員： 説明ありがとうございます。基本方針の選考基準の（4）のところで、銃砲刀剣類所持等取締法の関連する、係争に関係している者っていうのは、例えば具体的にどういった方になるんでしょうか。

坂光文化財課長： なかなか事例というのはありませんが、所持法違反というところで警察から捜査とかを受けている場合のように、不法所持などでそういった係争に関わっている場合などが考えられます。

小田原委員： 分かりました、ありがとうございます。

「係争に関係している者」と書いてあったので、登録してほしいけどしてもらえなかった人とか、そういうのを含むのかなとかちょっと思ったところでしたけども、それは私の勘違いですかね。すみません。

坂光文化財課長： それはないです。

小田原委員： 分かりました、ありがとうございます。

篠田教育長： ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

本日はこの1件でございますので、以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。

(13:15)